

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 常務理事候補者 募集要項

1. 趣旨

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構（以下「機構」という。）の常務理事を任命するに当たり、その候補者について、手続きの公正及び透明性を確保するため、公募選考を実施します。

2. 募集内容

公募の対象とする常務理事は1名とし、機構の事務局長を兼ねるものとします。

3. 職務内容

詳細は、「職務内容書」を参照してください。

4. 任命時期及び任期

任命時期は令和5年4月1日（予定）とし、予定任期は令和8年3月31日までの3ヵ年とし、所定の手続きを経て選任されます。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務時間 始業8時45分、終業17時15分（12時から45分間休憩）
- (3) 週勤務日数 4日
- (4) 休日等 日、水、土曜日、祝祭日、年末年始
- (5) 勤務地 機構事務所（大阪府中央区大手前1丁目2番15号 大手前センタービル4階）
（※再開発に伴う入居ビル建替えのため令和5年度中に移転が必要。移転先検討中。）
- (6) 報酬年額 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程及び職員給与規程に基づき、報酬及び通勤手当が支給されます。退職金は支給されません。
（参考）年収約480万円（税込）
- (7) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断（年1回）
- (8) その他 給与等の条件は変わることがあります。

6. 応募資格

次のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 破産者、成年被後見人又は被保佐人に該当しない方。
- (2) 剥奪公権者又は停止公権者に該当しない方。

- (3) 琵琶湖・淀川流域の水質問題に関心を持ち、その解決に向けた熱意と責任感を有し、機構の業務を遂行できる十分な能力を有している方。
- (4) 中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有している方。
- (5) 民間企業、団体、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体等の組織において、管理職などのマネジメント業務の経験を有する方又はそれと同等の経験を有する方。

7. 欠格事項等

(1) 欠格事項

次のいずれかに該当する者は公益法人である機構の理事になることができません。

ア 公益法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

イ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

- ・ 認定法の規定に違反したこと
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反したこと
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したこと
- ・ 刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪を犯したこと
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したこと
- ・ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したこと

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

(2) 理事の解任

機構の定款により、次のいずれかに該当するときは、所定の手続きを経て理事を解任される場合があります。

ア 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

イ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

8. 応募方法

次の必要書類を機構事務局まで提出してください。

- (1) 履歴書（機構指定の様式を使用し、以下の点に留意してください。）

ア. 3か月以内に撮影した上半身正面の写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。

イ. 学歴は、高等学校入学以降について記載してください。

ウ. 職歴は、会社等の名称、所属部課名、役職、職務内容等を記入してください。

エ. 全ての欄に記入の上、自署、押印してください。

※様式は、機構ホームページ（<http://www.byq.or.jp/>）からダウンロードできます。

- (2) 小論文（テーマに沿って、A4縦長、横書き、2枚以内で自由にお書きください。）

テーマ：「これからの琵琶湖・淀川流域の水質保全」

- (3) 自己アピール文（以下について、A4縦長、横書き、1枚以内で自由にお書きください。）

これまでの経歴、実績等を踏まえ、応募の動機や抱負について記入してください。

9. 応募受付期間 令和4年10月3日（月）～令和4年12月23日（金）

- (1) 持参の場合は、受付期間中の土日、祝日を除く午前9時から午後5時の間に、機構事務局まで必要書類を直接お届けください。

- (2) 郵送の場合は、令和4年12月23日（金）必着とします。

- (3) 受付期間中の応募者が2名に満たなかった場合は、受付期間を延長する場合があります。

10. 書類提出先

〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目2番15号 大手前センタービル4階

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構 総務企画部 公募担当 あて

11. 選考方法

- (1) 一次選考：書類審査（履歴書、小論文、自己アピール文）

- (2) 二次選考：面接審査（令和5年1月中旬～2月上旬。詳細は一次選考合格者に別途通知します。）

※面接に必要な交通費については、各自でご負担下さいますようお願いいたします。

- (3) 選任手続：一次及び二次選考の結果をもとに、常務理事として最も適格な人材を候補者として理事長が決定し、評議員会の議決を経て選任されます。また、理事長は同候補者を事務局長として任命します。

なお、常務理事として適格な人材がなかった場合など、選任（採用）を見送る場合もあります。

12. 選考結果の通知

選考終了後、速やかに文書により通知します。

13. 関連資料

機構の事業報告書等の関連資料は「琵琶湖・淀川水質保全機構ホームページ」内に掲載しております。
(<http://www.byq.or.jp/>)

14. 問い合わせ先

(公財) 琵琶湖・淀川水質保全機構 総務企画部 (担当：菱田)

電 話：０６－６９２０－３０３５

FAX：０６－６９２０－３０３６

15. その他

(1) 任命手続き

選考の結果、常務理事の候補者となられた方１名について、令和５年２月（予定）に開かれる評議員会において、理事として選任されるよう議案を提出します。正式には、この評議員会の議決を経て理事に選任され、さらに理事会の議決を経て常務理事に就任いただきます。併せて、理事長が事務局長に任命します。

(2) 個人情報の取り扱い

提出いただいた個人情報は選考のために利用します。

また、選考等の結果、常務理事に就任いただく方の個人情報については、その後の人事管理等のために利用し、その他の方の個人情報は、厳重な管理の下、一時保管することとし、選考終了後から１年を経過した時点で破棄します。提出書類については返却しませんので、必要な方は提出前にコピーを取り保管するなどしておいてください。